

## 第 10 号議案

足立区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区情報公開条例の一部を改正する条例

足立区情報公開条例（平成 12 年足立区条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条に次の 2 項を加える。

- 7 開示請求者は、第 1 項に規定する期間内に開示等の決定がされない場合であって第 3 項の規定による期間の延長がされないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示等の決定がされない場合には、前項後段の規定による通知を受けた場合を除き、実施機関が開示の請求に係る区政情報について非開示決定をしたものとみなすことができる。
- 8 開示請求者は、第 6 項第 2 号の期限内に開示等の決定がされない場合には、実施機関が同項の残りの区政情報について非開示決定をしたものとみなすことができる。

第 13 条に次の 2 項を加える。

- 2 開示決定に基づき区政情報の開示を受ける者は、第 11 条第 2 項の規定による通知があった日から 90 日以内に当該開示決定に係る全ての区政情報の開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示決定を受けた者が開示を受けないときは、当該区政情報は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、開示の請求に係る区政情報に非開示情報が記録されているため、写しの作成又は被覆の処理をして開示を実施する場合、当該区政情報に係る写しの作成又は被覆の処理に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第14条第2項中「区政情報の」の次に「写しの交付については、」を加え、「費用は」を「費用を」に改める。

第21条の見出し中「公社等」の次に「及び公の施設の指定管理者」を加え、同条第2項中「公社等」の次に「及び区の公の施設の指定管理者」を加え、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 区の公の施設の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、公社等を除く。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区政情報の開示に要する費用負担の規定を加えるほか、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。